

## 難波駅周辺地区 帰宅困難者対策協議会会則

### （目的）

第一条 難波駅周辺地区において、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援体制の構築を図ることを目的に、災害対策基本法第7条（住民等の責務）及び大阪市防災・減災条例第25条（帰宅困難者対策）第6項で定める大阪市及び他の事業者等との連携及び協力に努めるため、難波駅周辺地区帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （構成）

第二条 協議会は、難波駅周辺に所在する事業所等で構成する。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名以上を置く。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がこの任にあたる。
- 4 協議会に顧問等を置くことができる。
- 5 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 6 顧問等は協議会で選任する。

### （活動内容）

第三条 協議会の活動内容は、次のとおりとする。

#### （1）平常時の活動

- ① 従業員・顧客等の安全確保、混乱防止対策を検討すること。
- ② 帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ること。
- ③ 水・食料の備蓄計画を検討すること。
- ④ 被害情報や道路交通情報の入手手段確保の計画を策定し、従業員等に周知すること。
- ⑤ 帰宅困難者対策訓練を実施すること。
- ⑥ 帰宅困難者対策として、協議会が必要と認める事項について調査、研究を行い、または実施すること。
- ⑦ 協議会の運営に関する事項を協議すること。

#### （2）災害時の協力

- ① 自社の応急対応等の防災計画に基づく活動およびBCPの実施。
- ② 顧客等のパニック防止等、顧客の安全確保。
- ③ 被害情報や道路交通情報の入手・周知を行うこと。
- ④ 協議会であらかじめ定めている活動の実施。

(分科会)

第四条 特定の課題について検討を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成及び運営に必要な事項は、協議会にて定める。

(組織)

第五条 協議会の事務は、大阪市危機管理室が処理する。

(協議会)

第六条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

- 2 協議会は、会長が議長となる。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 4 会則、事業計画等の事項は協議会で議決する。

(任期)

第七条 会員の任期は定めないこととし、協議会への入退会は、事務局へ申請の上、随時行うことができる。

- 2 互選された会長及び副会長の任期は2年とし、再選を妨げない。

(その他の事項)

第八条 本会則に定めのない事項については、その都度協議会で協議する。

附則

本会則は平成27年5月27日から施行する。

○第一条（目的）関係

災害対策基本法第七条（住民等の責務）

（住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（基本理念）

第二条の二

災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（帰宅困難者対策）

- 第25条 本市は、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、あらかじめ、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及び当該団体の活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 2 本市は、帰宅困難者が一斉に帰宅することを抑制するために、帰宅困難者に対する情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
  - 3 帰宅困難者となるおそれがある者は、災害の発生に備え、あらかじめ、家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めなければならない。
  - 4 帰宅困難者は、むやみに移動しないよう努めるとともに、本市及び事業者が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。
  - 5 事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状態を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 6 事業者は、災害が発生したときは、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の周辺において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、本市及び他の事業者等との連携及び協力を努めるものとする。
  - 7 鉄道事業者その他の公共交通事業者は、その管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じたときは、その管理する施設の安全性及び周辺の状態を確認し、当該施設内での待機に係る案内その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。